

熊本県公報

第 1 1 6 0 4 号
平成 19 年 9 月 28 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(秘書課)	1
○熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康福祉政策課)	2
告 示	
○道路の区域変更……………(道路保全課)	2
○道路の供用開始……………(")	2
○ "……………(")	3
○道路の区域変更……………(")	3
公 告	
○定款変更認可……………(農村計画・技術管理課)	3
○開発行為工事完了……………(建築課)	3
○ "……………(")	4
○熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表……………(人事課)	4
登 載 依 頼	
○熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書に係る公告……………(株式会社八木運送)	48
○八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催告知……………(医療政策総室)	48
○交通規制広報チラシの新聞(朝刊)折込みに係る一般競争入札の実施……………(警察本部会計課)	49
○政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規程……………(議会事務局)	51

規 則

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 9 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 45 号

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成 7 年熊本県規則第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 2 条第 1 項第 6 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に、「資本」を「資本金」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 2 条第 1 項第 6 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に改め、「株券」の次に「金銭信託」を加え、同条第 2 項から第 5 項までの規定中「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 6 号」に改める。

別記第 1 号様式 4 中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に改め、同様式 4 の(3)を削る。

別記第 1 号様式 5 を削る。

別記第 1 号様式 6 中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の総額)を」に改める。

別記第 1 号様式中 6 を 5 とし、7 から 10 までを 1 ずつ繰り上げる。

別記第 2 号様式 4 中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に改め、同様式 4 の(3)を削る。

別記第 2 号様式 5 を削る。

別記第 2 号様式 6 中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の総額)を」に改める。

別記第 2 号様式中 6 を 5 とし、7 から 10 までを 1 ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条第 2 項中「資本」を「資本金」に改める改正規定 公布の日
- (2) 別記第 1 号様式 4 及び別記第 2 号様式 4 の改正規定 平成 19 年 10 月 1 日

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 9 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 46 号

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則（平成 7 年熊本県規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 5 号中「郵便局又は」を削る。

第 13 条中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号から第 11 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 814 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 9 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			後			
一般 国道	387 号	阿蘇郡小国町大字西里字崩ノ尾 3286 番 1 地先から 同所 3286 番 1 地先まで	前	6.7	24.4	地域連携 国道
			後	22.2		
			前	11.4	24.4	
			後	26.7		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 9 月 28 日

熊本県告示第 815 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 9 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名山鹿線	山鹿市坂田字中道 501 番 1 地先から 同所	69.4	24 条工 事

		507 番 1 地先まで	
--	--	--------------	--

2 供用を開始する期日 平成 19 年 9 月 28 日

熊本県告示第 816 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 9 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	坂瀬川御領線	天草郡苓北町坂瀬川字花園 1047 番 7 地先から 同所 1051 番 1 地先まで	96.8	現道拡幅

2 供用を開始する期日 平成 19 年 10 月 1 日

熊本県告示第 817 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 9 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	219 号	八代市坂本町荒瀬字谷平 5538 番 1 地先から 同町荒瀬字合志野山 5317 番 2 地先まで	前 後	9.8 ～ 16.7 13.1 ～ 19.9	160.0 160.0	仮設道路

2 区域を変更する期日 平成 19 年 9 月 28 日

公 告

熊本県公告第 791 号

球磨郡山江村山江土地改良区理事長山本義隆から平成 19 年 9 月 10 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 9 月 20 日付けで認可した。

平成 19 年 9 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 792 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

宇城市松橋町松橋字浜田 196 番 1、同 197 番 1 及び同 198 番 1

- 4,505.51 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号第一福岡ビル S 館 4 階
株式会社コスモス薬品

熊本県公告第 793 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字寺迫字栄田 1525 番 5
201.66 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字小谷 644 番地
田上 基行

熊本県公告第 794 号

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年熊本県条例第 1 号）に基づき、熊本県職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成 19 年 9 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用

平成 18 年度に新たに採用された一般職（臨時職員を除く。）の職員及び再任用された職員の状況は、次のとおりです。

【新規採用】

(単位：人)

区 分	試験の種類			選 考	任期付	合 計
	大卒程度	短大卒程度	高卒程度			
一般行政職	60	5	12	18	17	95
警 察 職	104		46			150
教 育 職				235		235
企 業 職						0
技能労務職			1			1
合 計	164	5	59	253	17	481

【再任用】

(単位：人)

区 分	フルタイム	短時間	合 計
一般行政職	12		12
警 察 職			0
教 育 職	39		39
企 業 職	1		1
技能労務職	8		8
合 計	60	0	60

※任期更新を含む

(注) 一般行政職、警察職、教育職、企業職及び技能労務職の区分は、次のとおりです。

- ① 一般行政職 ②～⑤以外の職員
② 警 察 職 公安職給料表が適用される職員
③ 教 育 職 教育職給料表が適用される職員
④ 企 業 職 企業職給料表が適用される職員
⑤ 技能労務職 技能労務職給料表が適用される職員

(2) 職員の離職

平成 18 年度に離職した一般職（臨時職員を除く。）の職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	定年退職	勲奨退職	そ の 他						合 計
			分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	普通退職	
一般行政職	100	46	1	1		2	14	34	198
警 察 職	91	25				8		39	163
教 育 職	195	92		3		9		77	376
企 業 職	2						1		3
技能労務職	12	2				1	5	2	22
合 計	400	165	1	4	0	20	20	152	762

(3) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

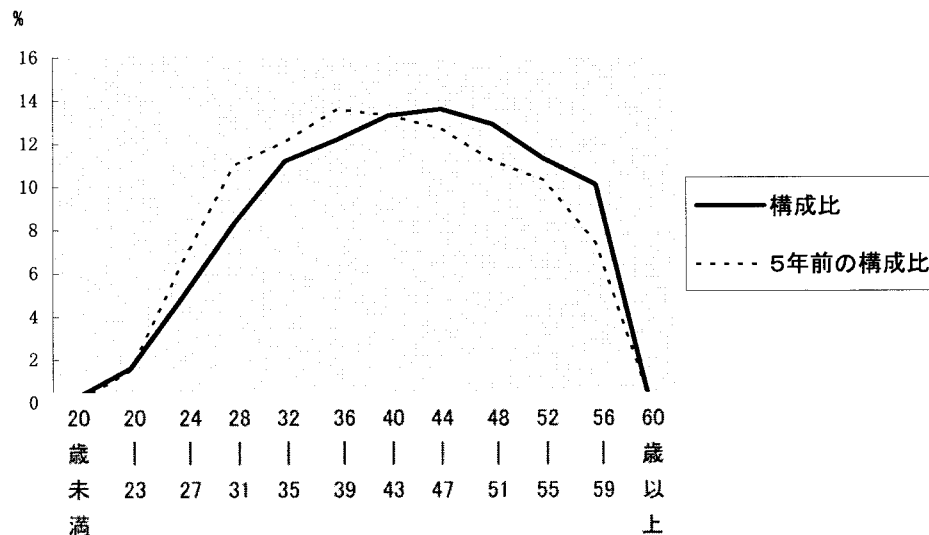
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成19年	平成18年		
普 通 会 計 部 門	議 会	34	35	▲ 1	運転士退職不補充
	総 務	817	814	3	総務事務センターの設置等
	税 務	260	265	▲ 5	新税務システム維持・管理業務終了等
	労 働	85	85	0	
	農林水産	1,468	1,506	▲ 38	食品加工研究所の産業技術センターへの統合、地域振興局農業関係業務見直し等
	商 工	212	217	▲ 5	経営金融課経営支援班、高度化支援班の統合等
	土 木	1,014	1,050	▲ 36	新幹線熊本事務所廃止、地域振興局工務課業務見直し等
	民 生	465	466	▲ 1	地域振興局介護保険・地域福祉推進業務減等
	衛 生	604	599	5	水保病認定審査会再開等に伴う業務増等
	計	4,959	5,037	▲ 78	(参考：人口10万人当たり職員数 268 人)
教育部門		15,223	15,373	▲ 150	標準法の適用に基づく小・中・高等学校の教職員の減等
警察部門		3,427	3,309	118	H18年度新規採用警察官が4月3日付け採用であったことによる増、身近な知能犯罪等に対する捜査体制の強化等
小 計		23,609	23,719	▲ 110	(参考：人口10万人当たり職員数 1,275 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	106	110	▲ 4	保健師、看護師退職不補充
	下 水 道	8	3	5	下水環境課流域下水道関係業務
	そ の 他	92	96	▲ 4	企業局藤本発電所廃止に向けた組織見直し
	小 計	206	209	▲ 3	
合 計		23,815 [26,793]	23,928 [26,777]	▲ 113 [16]	(参考：人口10万人当たり職員数 1,286 人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

3 職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものである。

② 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 62	人 378	人 1,176	人 1,980	人 2,661	人 2,913	人 3,160	人 3,236	人 3,063	人 2,685	人 2,408	人 93	人 23,815

③ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
24,285 人	23,108 人	▲ 1,177 人	▲ 4.8 %

(参考) 熊本県行財政改革基本方針における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	4.8%削減

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

部 門	区 分	17年	18年	19年	17年～19年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	計	数値目標
知事部局	職員数	5,154	5,093	5,018	—	4,793
	増 減		▲ 61	▲ 75	▲ 136 (37.7%)	▲ 361 (▲7.0%)
教育委員会	職員数	15,462	15,339	15,188	—	14,725
	増 減		▲ 123	▲ 151	▲ 274 (37.2%)	▲ 737 (▲4.7%)
警察本部	職員数	3,377	3,309	3,426	—	3,415
	増 減		▲ 68	117	49 (▲128.9%)	38 (1.1%)
その他	職員数	211	119	118	—	117
	増 減		▲ 92	▲ 1	▲ 93 (98.9%)	▲ 94 (▲44.5%)
公営企業等 計	職員数	81	77	73	—	58
	増 減		▲ 4	▲ 4	▲ 8 (34.8%)	▲ 23 (▲28.4%)
計	職員数	24,285	23,937	23,823	—	23,108
	増 減		▲ 348	▲ 114	▲ 462 (39.3%)	▲ 1,177 (▲4.8%)

(注) 1 計画期間は、平成17年4月1日～平成22年4月1日の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 その他職員数は、各種委員(会)事務局、議会事務局、県立大学派遣職員の内計。

4 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

5 職員数は、市町村派遣医師を含み、1年以上の臨時職員を除く。

2 職員の給与の状況

平成19年4月1日現在のラスパイレズ指数、職員の平均年齢、平均給料月額等の国及び都道府県平均値については、現在、国において集計していますので、確定後公表します。

(1) 総括

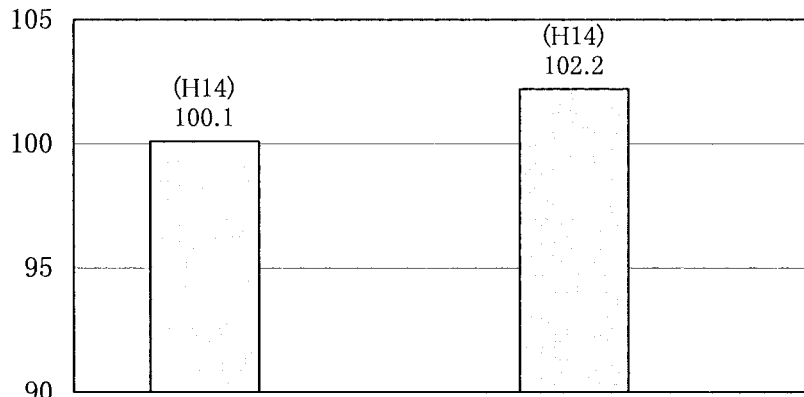
① 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 1,852,073	千円 727,715,504	千円 9,373,704	千円 230,903,931	% 31.7	% 32.3

② 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	23,718	111,070,952	19,125,220	44,823,632	175,019,804	7,379

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成 18 年 4 月 1 日現在の人数である。
 ③ ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)



熊本県 都道府県平均

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	43.5 歳	356,315 円	416,788 円	385,561 円
国	歳	円	—	円
都道府県平均	歳	円	円	円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	45.5 歳	328,672 円	364,832 円	347,977 円
うち 用 務 員	44.9 歳	323,887 円	352,441 円	338,323 円
うち 業 手	45.1 歳	323,891 円	367,196 円	347,380 円
うち 運 転 士	48.4 歳	351,206 円	391,099 円	375,328 円
国	歳	円	—	円
都道府県平均	歳	円	円	円
民間事業者平均	歳	—	円	—

ウ 高等 (特殊・専修・各種) 学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	42.6 歳	381,842 円	438,185 円
都道府県平均	歳	円	円

エ 小・中学校 (幼稚園) 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	43.2 歳	394,369 円	444,240 円
都道府県平均	歳	円	円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	41.9 歳	354,411 円	472,009 円	378,396 円
国	歳	円	—	円
都道府県平均	歳	円	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の

基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給料月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

② 職員の初任給の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分		熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高 校 卒	145,100 円	—
	中 学 卒	128,900 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	190,500 円	—
	高 校 卒	—	—
小・中学校教育職	大 学 卒	190,500 円	—
	高 校 卒	—	—
警 察 職	大 学 卒	190,100 円	197,700 円
	高 校 卒	159,600 円	156,200 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 19 年 4 月 1 日現在）

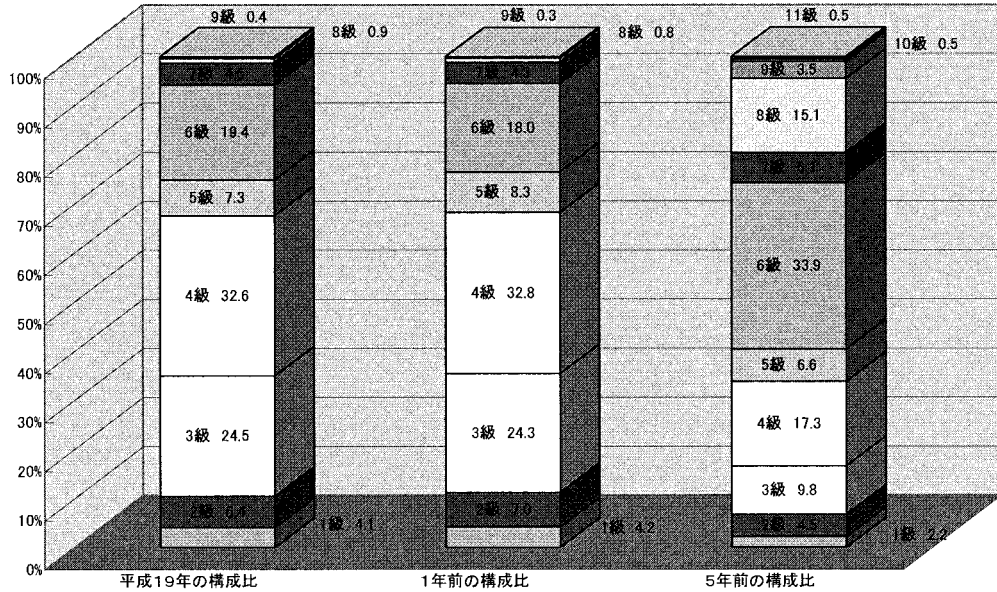
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	263,725 円	330,590 円	388,343 円
	高 校 卒	218,821 円	271,614 円	329,830 円
技能労務職	高 校 卒	211,440 円	251,013 円	278,120 円
	中 学 卒	209,700 円	252,150 円	268,950 円
高等学校教育職	大 学 卒	304,933 円	367,538 円	407,291 円
	高 校 卒	—	—	—
小・中学校教育職	大 学 卒	307,213 円	369,620 円	406,969 円
	高 校 卒	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	285,360 円	336,043 円	397,940 円
	高 校 卒	249,491 円	293,744 円	346,444 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務	人 220	% 4.1
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務及びこれに相当する職務	人 342	% 6.4
3 級	(1)本庁の係長の職務及びこれに相当する職務 (2)主任主事、主任技師の職務	人 1,317	% 24.5
4 級	(1)本庁の課長補佐の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する係長の職務及びこれに相当する職務	人 1,749	% 32.6
5 級	本庁の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務	人 393	% 7.3
6 級	(1)本庁の課長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務	人 1,039	% 19.4
7 級	(1)本庁の部次長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長の職務及びこれに相当する職務	人 239	% 4.5
8 級	本庁の困難な業務を処理する部次長の職務及びこれに相当する職務	人 51	% 0.9
9 級	本庁の部長の職務及びこれに相当する職務	人 19	% 0.4

(注) 1 熊本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) H18.4.1 に給与構造改革に伴う給料表の改定が行われ、従来の1級及び2級は新給料表の1級、従来の3級は新給料表の2級、従来の4級及び5級は新給料表の3級、従来の6級は新給料表の4級、従来の7級は新給料表の5級、従来の8級は新給料表の6級、従来の9級は新給料表の7級、従来の10級は新給料表の8級、従来の11級は新給料表の9級へ切替を行っている。

② 昇給期間短縮の状況

区 分		合計	一般行政職	技能労務職	高等学校 教育職	小・中学校 教育職	警察職
18年度	職員数 A	人	人	人	人	人	人
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数 B	人	人	人	人	人	人
	比 率 B/A	%	%	%	%	%	%
17年度	職員数 A	24,030	5,850	511	3,607	10,240	2,953
	普通昇給期間(12 ~24月)を短縮し て昇給した職員数 B	7,594	2,224	63	871	2,091	2,075
	比 率 B/A	31.6	38.0	12.3	24.1	20.4	70.3

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

熊 本 県				国			
1人当たり平均支給額(18年度)				-			
1,819 千円							
(18年度支給割合)				(18年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
3.0 月分		1.45 月分		3.0 月分		1.45 月分	
(1.6) 月分		(0.75) 月分		(1.6) 月分		(0.75) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
<ul style="list-style-type: none"> 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25% 				<ul style="list-style-type: none"> 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25% 			

② 退職手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
(退職時特別昇給	な し)				
1人当たり平均支給額	5,645 千円	27,898 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

支給実績(18年度決算)		73,641 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		570,860 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	32 人	14 %	14 %
大阪市	10 人	12 %	12 %
福岡市	8 人	8 %	8 %
東京都清瀬市	1 人	7 %	7 %
神奈川県茅ヶ崎市	1 人	5 %	5 %
愛知県豊田市	1 人	4 %	4 %
長崎市	1 人	3 %	3 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
東京都清瀬市	15 %	15 %
大阪市	15 %	15 %
東京都府中市	12 %	12 %
愛知県豊田市	12 %	12 %
神奈川県茅ヶ崎市	10 %	10 %
福岡市	10 %	10 %
長崎市	3 %	3 %
福岡県太宰府市	3 %	3 %
上記以外の全市町村	0 %	0 %

(注) 国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

④ 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)		845,644 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		95,842 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		36.2 %	
手当の種類(手当数)		66種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 税務手当	熊本県税事務所、自動車税事務所、総務部又は地域振興局に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に従事したとき	月額 20,000円 日額 1,000円
2 感染症防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	日額 290円
3 放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき	診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円
4 漁ろう手当	苓洋高等学校所管の船舶に乗り組む船員	漁ろうに従事したとき	・漁ろうに従事したとき 1航海の水揚げ総額から販売に要する諸経費の額を控除して得た額の2割の範囲内で支給 ・漁ろう実習に従事したとき 日額 2,500円
5 福祉業務手当	福祉事務所職員、児童相談所又は福祉総合相談所に勤務する職員	福祉に関する業務に従事したとき	福祉事務所職員 日額 600円 上記以外の職員 月額 12,000円
6 潜水手当 第18号作業	・水産研究センターに勤務する職員 ・警察職員のうち警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	潜水器具を着用して行う潜水作業に従事したとき	1時間あたり 310円～1,500円
7 精神保健指定医等 従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき	日額 290円
8 有害薬品等取扱 作業手当	有害薬品等による化学的試験に従事する職員又は病害虫防除作業に従事する職員	有害薬品等による化学的試験又は病害虫防除作業に従事したとき	日額 290円
9 種雄牛馬取扱作業 手当	農業研究センター、熊本農政事務所又は地域振興局に勤務する職員	種雄牛、種雄馬又は種雄豚について自然交配若しくは精液採取の作業又は制御作業に従事したとき	日額 230円

10 舎監兼務手当	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舎における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舎の管理の業務に従事する職員	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舎における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舎の管理の業務に従事したとき	日額 100円又は300円 (学校職員は月額1,000円 又は2,000円)
11 訓練教育手当	職業能力開発校又は職業能力開発短期大学校に勤務する職業訓練指導員、農業大学校又は産業開発青年隊訓練所に勤務する職員	職業訓練業務、研修教育業務、教育訓練業務に従事したとき	給料月額10/100の額
12 速記手当	熊本県議会事務局に勤務する職員	速記業務に従事したとき	日額 700円
13 ダム管理手当	ダム管理所に勤務する職員	ダム管理業務に従事したとき	日額 150円
14 と畜検査等手当	と畜検査員又は食鳥検査員	獣畜又は食鳥のと殺又は解体に係る検査業務に従事したとき	日額 300円
15 夜間看護手当	こころの医療センター及びこども総合療育センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	1回につき 2,000円～6,800円
16 用地交渉従事手当 第14号作業	・公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の業務等に従事する職員 ・全警察職員	直接用地交渉に従事したとき	日額 700円 (夜間 1,000円)
17 消防訓練従事手当	消防職員及び消防団員の訓練指導にもつぱら従事する職員	レンジャー訓練、油火災消火訓練、中・高層建築物における避難救助訓練に従事したとき	日額 720円
18 特殊現場作業手当 第28号作業	①坑内作業に従事する職員 ②建築物、橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員並びに衛生又は公害に関する調査及び検査に従事する職員 ③橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④かんがい排水事業における隧道工事、橋脚の潜函工事等に従事する職員 ⑤土木技術の職員のうち、①～④以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ⑥総務部及び地域振興局に勤務する職員 ⑦警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	①トンネル及びたて坑の坑内で行う作業に従事したとき ②地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④圧搾空気内で行う作業に従事したとき ⑤別に知事が定める業務に従事したとき ⑥火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査に従事したとき ⑦工事の測量、指導、監督又は検査の作業に従事したとき	① 日額 560円 ② 日額 220円又は320円 ③ 日額 220円 ④ 日額 210円～1,000円 ⑤ 日額 400円 ⑥ 日額 750円 ⑦ 高所における作業 日額 220円又は320円 道路上における作業 日額 400円

<p>19 家畜保健衛生業務 従事手当</p>	<p>家畜保健衛生所に勤務する獣医師</p>	<p>①家畜保健衛生所法に規定する業務に従事したとき ②牛海绵状脳症対策特別措置法の規定による牛の死体の検査業務に従事したとき</p>	<p>① 月額 17,600円 ② 日額 700円</p>
<p>20 漁業取締手当</p>	<p>漁業取締に従事する職員</p>	<p>海上において、被疑者の追跡、立入検査又は取調べの業務に従事したとき</p>	<p>日額 550円</p>
<p>21 航空機とう乗作業 手当 第21号作業</p>	<p>・災害被害状況調査業務並びに防災消防業務及び当該業務に関する訓練業務に従事する職員 ・全警察職員</p>	<p>航空機にとう乗して業務に従事したとき</p>	<p>1時間あたり 1,900円 (警察職員は 整備士 2,200円 その他 1,900円)</p>
<p>22 衛生検査業務 従事手当</p>	<p>保健所、こころの医療センター又はこども総合療育センターに勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師</p>	<p>臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき</p>	<p>日額 290円</p>
<p>23 し尿処理施設検査 等従事手当</p>	<p>環境保全課若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は環境保全課、保健環境科学研究所若しくは保健所で公害関係業務に従事する職員</p>	<p>し尿処理施設の機能及び処理装置の検査の業務、家畜のふん尿に係る公害を防止するため、施設等に立ち入って行う検査及び調査の業務に従事したとき</p>	<p>日額 230円</p>
<p>24 い草取扱作業手当</p>	<p>農業研究センターに勤務する職員</p>	<p>染土附着後のい草を乾燥機により乾燥する作業、貯蔵庫内におけるい草の搬入搬出作業、い草の選別作業に従事したとき</p>	<p>日額 220円</p>
<p>25 結核患者等訪問 指導手当</p>	<p>保健所に勤務する職員</p>	<p>・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核登録票に登録されている者の家庭を訪問し、必要な指導を行ったとき ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神障害者を訪問し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導を行ったとき</p>	<p>日額 230円</p>
<p>26 狂犬病防疫作業 手当</p>	<p>保健所に勤務する職員</p>	<p>狂犬病予防法に規定する予防注射、犬の抑留、死体の引き取り、犬の一斉検診又は臨時の予防注射、病性鑑定のための措置、けい留されていない犬の抑留又は薬殺を行ったとき</p>	<p>日額 360円</p>

27 植物検疫防除手当	病虫害防除所に勤務する職員	植物検疫法に規定する、検疫に関する事務、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務、発生予察事業に関する事務等に従事したとき	給料月額 \times 6/100の額
28 小型船舶海上作業手当	水産技術の職員及び公害関係の職員	総トン数5トン未満の船舶又は舟を使用して、試験研究等に係り船上での測定、計量等の作業及びこれに付随する作業に従事したとき	日額 220円
29 公共土木施設災害応急作業手当	農林水産部及び土木部並びに地域振興局、熊本土木事務所及び港管理事務所に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	日額 480円又は730円
30 温室内作業手当	農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員	ガラスハウス等内で1日につき2時間以上の作物の栽培管理又は生育調査の作業に従事したとき	日額 300円
31 特別支援学校等勤務手当	特別支援学校、こども総合療育センター及び清水が丘学園に勤務する職員	特別支援学校、こども総合療育センター及び清水が丘学園に勤務したとき	月額 2,000円
32 夜間定時制勤務手当	夜間の定時制課程に係る業務に従事する職員	県立学校において、夜間の定時制課程に係る業務に従事したとき	月額 2,000円
33 昼夜間兼務手当	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行った職員	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行ったとき	1時間につき 1,500円
34 夜勤手当	養蚕、家畜分べん、育すう、温床管理、製茶、製炭、葉たばこ乾燥、菌草乾燥、水産実習のため夜間に勤務した職員	養蚕、家畜分べん、育すう、温床管理、製茶、製炭、葉たばこ乾燥、菌草乾燥、水産実習のため夜間に勤務したとき	1夜につき 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
35 面接指導手当	通信教育において面接して指導を行った職員	通信教育において面接して指導を行ったとき	1時間につき1,600円

36 学力検査手当	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行った職員	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行ったとき	1時間につき300円
37 農業水産管理手当	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事した職員	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事したとき	日額 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
38 教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事する職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事するとき	日額 700円～3,200円
39 多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭又は講師	当該学級における授業又は指導に従事したとき	日額 290円又は350円
40 教育業務連絡指導手当	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当する教諭又は養護教諭	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当するとき	日額 200円
41 第1号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業に従事したとき	1日につき 560円
42 第2号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	犯罪鑑識作業に従事したとき	犯罪現場 1日につき 560円 犯罪現場以外 1日につき 280円
43 第3号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	無線自動車運転作業に従事したとき	1日につき 340円
44 第4号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	特殊機械保守作業に従事したとき	1日につき 150円
45 第5号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	交通事故処理及び交通取締りに従事したとき	高速道路交通警察隊の職員 1日につき 460円 その他の警察職員 1日につき 380円
46 第6号作業	全警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業等に従事したとき	1日につき 250円～4,600円

47 第7号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	術科指導作業に従事したとき	1日につき 230円
48 第8号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	白バイ運転作業に従事したとき	1日につき 450円
49 第9号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	留置施設看守作業に従事したとき	1日につき 240円
50 第10号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	被疑者押送作業に従事したとき	1日につき 200円
51 第11号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	警ら作業(船舶に乗り組んで行う作業を除く。)に従事したとき	1日につき 340円
52 第13号作業	全警察職員	死体処理作業に従事したとき	1体につき 1,600円～3,490円
53 第15号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間において行われる業務に従事したとき	1回につき 730円
54 第16号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	運転免許路上試験作業に従事したとき	1日につき 150円
55 第17号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	爆発物処理作業、火薬類等製造施設災害調査作業に従事したとき	爆発物処理作業 1回につき 4,600円 火薬類等製造施設災害調査作業 1日につき750円
56 第19号作業	全警察職員	救難救助等作業、救難救助訓練作業に従事したとき	救難救助等作業 1日につき 840円～1,680円 救難救助訓練作業 1日につき 400円
57 第20号作業	全警察職員	航空機操縦作業、航空機整備作業に従事したとき	航空機操縦作業 1月につき 127,500円 航空機整備作業 整備士 1月につき 28,100円 整備士以外 1月につき 17,000円

58 第22号作業	全警察職員	航空機とう乗危険作業に従事したとき	操縦士 1時間につき 760円 整備士 1時間につき 660円 その他の警察職員 1時間につき 570円
59 第24号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	船舶警ら等作業に従事したとき	1日につき 220円
60 第25号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	緊急夜間作業に従事したとき	1回につき 1,240円
61 第26号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	身辺警護等作業に従事したとき	1日につき 640円～1,150円
62 第27号作業	警部以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員	銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等作業に従事したとき	1日につき 600円～1,200円
63 道路管理業務手当	熊本土木事務所又は地域振興局に勤務する監視員又は業手	道路管理業務に従事したとき	月額 3,000円
64 特殊自動車等運転業務手当	運転業務若しくは自動車整備の業務に従事する技師、運転士、自動車整備士又は業手	グレーダー等の特殊自動車の運転業務に従事したとき	日額 200円～300円
65 鶏糞乾燥作業従事手当	農業研究センターに勤務する業手	鶏糞乾燥機による鶏糞の乾燥処理作業に従事したとき	日額 220円
66 サイレージ取扱作業手当	農業研究センター等に勤務する業手	家畜の飼料にするため、適度に発酵させたサイレージを貯蔵庫から搬出し、かつ、家畜の飼料に供する作業に従事したとき	日額 220円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	2,922,760 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	123 千円
支給実績（17年度決算）	3,041,214 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	126 千円

⑥ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,000円	同じ	—	3,263,585 千円	240,038 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ	—	1,591,776 千円	743,473 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	異なる	通勤の実態に対応し、交通機関利用者の全額支給上限並びに交通用具利用者の距離区分及び手当額	2,488,964 千円	114,406 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、医師等20,000円/回、その他4,200円～7,200円/回を支給	同じ	—	491,156 千円	248,220 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医師等に対して306,900円以内を支給	同じ	—	85,879 千円	2,862,633 円
6 農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業の普及事業に従事する常勤の職員に対して給料の8%以内を支給			104,153 千円	413,306 円
7 へき地手当 (これに準ずる手当を含む)	・へき地学校等に勤務する職員に対して給料等の20%以内を支給 ・異動に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の1%以内を支給			313,429 千円	356,972 円
8 定時制通信教育手当	定時制、通信制の課程を置く県立学校の職員に対して給料の8%以内を支給			85,137 千円	494,047 円

9 産業教育手当	農業、水産又は工業の産業教育に関する課程を置く県立学校の職員で、実習を伴うこれらの課程の科目を担当する職員に対して給料の8%以内を支給			256,811 千円	437,409 円
10 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	674,627 千円	423,229 円
11 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	221,834 千円	153,944 円
12 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給	一部異なる	所有に係る住宅に居住している職員に対して支給される額及び支給期間	1,964,956 千円	128,612 円
13 特地勤務手当 (これに準ずる手当を含む)	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ	—	43,443 千円	327,256 円
14 義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する職員に対して20,200円以内を支給	同じ	—	2,413,225 千円	164,902 円
15 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給	同じ	—	254,217 千円	298,377 円
16 管理職員 特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ	—	10,384 千円	259,600 円

17 特定任期付職員業績手当	特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	—	0 千円	0 円
18 任期付研究員業績手当	特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	—	0 千円	0 円
19 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に 3,970円～6,620円を支給			0 千円	0 円

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,240,000 円
	副 知 事	970,000 円
	出 納 長	870,000 円
報 酬	議 長	970,000 円
	副 議 長	870,000 円
	議 員	780,000 円
期 末 手 当	知 事	(18年度支給割合)
	副 知 事	3.35 月分
議 長	副 議 長	(18年度支給割合)
	議 員	3.35 月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	124万円×在職月数×0.7 4166.4 万円 任期毎
	出 納 長	97万円×在職月数×0.5 2328.0 万円 任期毎
	備 考	87万円×在職月数×0.4 1670.4 万円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

- ① 電気事業
- ア 職員給与費の状況
- 決 算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
18年度	千円	千円	千円	%	%
	1,956,705	200,370	636,772	32.5	34.4

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	67	290,873	60,082	122,756	473,711	7,070

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成 19 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	43.2 歳	375,097 円	589,193 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

A 期末勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(18年度) 1,832 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 月分 月分 勤勉手当 月分 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

B 退職手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 千円 29,815 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 月分 月分 勤続25年 月分 月分 勤続35年 月分 月分 最高限度額 月分 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (退職時特別昇給) 1人当たり平均支給額 千円 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、18 年度に退職した職員に支給された平均額である。

C 地域手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

支給実績(18年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	該当なし	%

D 特殊勤務手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

支給総額(18年度決算)		11,226 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		178,190 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		94.0 %	
手当の種類(手当数)		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 発電業務手当(※)	発電総合管理所又は荒瀬ダム管理所に勤務する技術職員及び業手の職員	発電総合管理所における運転監視制御業務に従事したとき	1日あたり300円 (H19は経過措置として750円)
		ダムの放流(洪水警戒体制時及び予備警戒時の放流を除く。)、巡視点検、塵芥処理又は電気工作物若しくは水路工作物等の機器設備(高電圧のものを除く。)に係る作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	1日あたり450円 (H19は経過措置として900円)
		洪水警戒体制(予備警戒時の放流業務を含む。)に伴う業務又は高電圧機器設備に近接して行う作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	1日あたり650円 (H19は経過措置として1200円)
		・上記各業務を、地上若しくは水面上10m以上の足場の不安定な箇所又は管理者がこれと同程度と認める危険及び不快な状態で行う場合 ・運転課長、施設課長又は荒瀬ダムの放流業務に従事する職員が洪水警戒体制に伴う業務に従事した場合	危険度等に応じて上記支給単価に220円～440円を加算

2 現場業務従事手当	技術の職員	坑内作業に従事する職員がトンネル及びびたて坑内で行う作業に従事したとき	1日あたり560円
		建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員が管理者の定める地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
		水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員が水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	1日あたり220円
		技術職員のうち、前各号に掲げる業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員が別に管理者が定める業務に従事したとき	1日あたり400円
3 用地交渉従事手当	公営企業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	交渉に従事したとき	1日あたり700円 (夜間1,000円)
(企業手当)	管理職手当の支給を受ける職員を除く職員	業務に従事したとき	H19.4から完全廃止

※ 平成 18 年度までは、月額支給 (12,000 円 + 給料月額 × 2%)

E 時間外勤務手当

支給実績 (1 8 年 度 決 算)	18,865 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (1 8 年 度 決 算)	320 千円
支給実績 (1 7 年 度 決 算)	16,408 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (1 7 年 度 決 算)	256 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

F その他の手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異な る内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対し て支給 配偶者 13,000円 その他 6,000円	同じ		10,705 千円	214,090 円
2 管理職手当	管理監督の地位にある職員 に対して130,300円以内を 支給	同じ		7,639 千円	898,702 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員 に対して運賃額55,000円ま では全額、それを超える部 分については1/2を加算額 として支給 ・交通用具を利用している 職員に対して距離区分に応 じて2,300円～33,100円を支 給	同じ		6,635 千円	116,408 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を 命じられた職員に対して、 3,600円～7,200円/回を支 給	同じ		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊 な専門知識を必要とする職 員に対して支給	同じ		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤 務時間中に勤務を命じられ た職員に対して勤務1時間 当たりの給与額に135/100 を乗じて得た額を支給	同じ		455 千円	22,729 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10時から翌日の午前5時ま での間に勤務する職員に対 して勤務1時間当たりの給与 額に25/100を乗じて得た額 を支給	同じ		386 千円	64,363 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り 受けている職員に対して 27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住し ている職員に対して3,500円 を支給	同じ		4,625 千円	118,602 円

9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給	同じ		0 千円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ		0 千円	0 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		0 千円	0 円

エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

A 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
73 人	50 人	▲23 人	▲31.5 %

(参考) 熊本県企業局経営基本計画(第2期)における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	▲23人(▲31.5%)

B 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→(6)③イを参照

② 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 3,909,165	千円 ▲2,962,921	千円 69,981	% 1.8	% 5.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 8	千円 33,907	千円 7,954	千円 14,620	千円 56,481	千円 7,060

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 19 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	43.1 歳	364,010 円	588,344 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

A 期末勤勉手当

熊 本 県		一般行政職・団体平均等	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,828 千円		1人当たり平均支給額(18年度) 千円	
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分		(18年度支給割合) 期末手当 月分 月分 勤勉手当 月分 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

B 退職手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給	なし)	(退職時特別昇給)
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

C 地域手当 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

支給実績(18年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	該当なし	%

D 特殊勤務手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

支給総額(18年度決算)		730 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		104,286 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		87.5 %	
手当の種類(手当数)		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 ダム管理業務手当	都呂々ダム管理事務所に勤務する職員	ダム管理業務に従事したとき	1日あたり450円
2 現場業務従事手当	技術の職員	坑内作業に従事する職員がトンネル及びびたて坑内で行う作業に従事したとき	1日あたり560円
		建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員が管理者の定める地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
		水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員が水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	1日あたり220円
3 用地交渉従事手当	公営企業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	交渉に従事したとき	1日あたり700円 (夜間1,000円)
		技術職員のうち、前各号に掲げる業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員が別に管理者が定める業務に従事したとき	1日あたり400円
(企業手当)	管理職手当の支給を受ける職員を除く職員	業務に従事したとき	H19.4から完全廃止

E 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	1,734 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	289 千円
支給実績（17年度決算）	1,957 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	326 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

F その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異なる 内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,000円	同じ		1,038 千円	207,600 円
2 管理職手当	管理監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ		2,127 千円	1,063,716 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	同じ		777 千円	110,994 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、3,600円～7,200円/回を支給	同じ		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して支給	同じ		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		22 千円	11,198 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		0 千円	0 円

8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給	同じ		324 千円	108,000 円
9 特手当(これに準ずる手当を含む)	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ		876 千円	291,984 円
10 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給	同じ		348 千円	348,000 円
11 管理職員特別勤務手当	管理職支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ		0 千円	0 円
12 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		0 千円	0 円

工 定員管理の数値目標及び進捗状況

A 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
8 人	8 人	0 人	0.0 %

(参考) 熊本県企業局経営基本計画(第2期)における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	純減なし

B 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要
→(6)③イを参照

③ 有料駐車場事業
ア 職員給与費の状況
決 算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 67,691	千円 62,142	千円 7,452	% 11.0	% 11.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 1	千円 3,930	千円 451	千円 1,530	千円 5,911	千円 5,911

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、平成 19 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	39.7 歳	327,500 円	492,583 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

A 期末勤勉手当

熊 本 県		一般行政職・団体平均等	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,530 千円		千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	月分	月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	月分	月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%			
・管理職加算 15~25%			

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

B 退職手当(平成 19 年 4 月 1 日現在)

熊 本 県			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給	なし)	(退職時特別昇給)
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

C 地域手当(平成 19 年 4 月 1 日現在)

支給実績(18年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	該当なし	%

D 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給総額(18年度決算)		79 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		78,600 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 現場業務従事手当	技術の職員	坑内作業に従事する職員がトンネル及びびたて坑内で行う作業に従事したとき	1日あたり560円
		建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員が管理者の定める地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき	1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円)
		水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員が水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき	1日あたり220円
		技術職員のうち、前各号に掲げる業務以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員が別に管理者が定める業務に従事したとき	1日あたり400円
2 用地交渉従事手当	公営企業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	交渉に従事したとき	1日あたり700円 (夜間1,000円)
(企業手当)	管理職手当の支給を受ける職員を除く職員	業務に従事したとき	H19.4から完全廃止

E 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	48 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	48 千円
支給実績(17年度決算)	101 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	101 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

F その他の手当（平成19年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異な る内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対し て支給 配偶者 13,000円 その他 6,000円	同じ		0 千円	0 円
2 管理職手当	管理監督の地位にある職員 に対して130,300円以内を 支給	同じ		0 千円	0 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員 に対して運賃額55,000円ま では全額、それを超える部 分については1/2を加算額 として支給 ・交通用具を利用している 職員に対して距離区分に応 じて2,300円～33,100円を支 給	同じ		0 千円	0 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を 命じられた職員に対して、 3,600円～7,200円/回を支 給	同じ		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊 な専門知識を必要とする職 員に対して支給	同じ		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤 務時間中に勤務を命じられ た職員に対して勤務1時間 当たりの給与額に135/100 を乗じて得た額を支給	同じ		0 千円	0 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10時から翌日の午前5時ま での間に勤務する職員に対 して勤務1時間当たりの給与 額に25/100を乗じて得た額 を支給	同じ		0 千円	0 円

8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,500円を支給	同じ		324 千円	324,000 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給	同じ		0 千円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ		0 千円	0 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		0 千円	0 円

工 定員管理の数値目標及び進捗状況

A 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
1 人	1 人	0 人	0.0 %

(参考) 熊本県企業局経営基本計画 (第 2 期) における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	純減なし

B 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

→ (6) ③イを参照

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。

(1) 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は次のとおりですが、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい場合は、別に定めています。

1 週間の 勤務時間	1 日の 勤務時間	勤務時間の割振り		
		始 業	終 業	休憩時間
40 時間	8 時間	8 時 3 0 分	1 7 時 3 0 分	1 2 時～1 3 時

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、採用された年を除き毎年 20 日付与され、与えられた日数をその年に使用しなかった場合、最高 20 日まで翌年に繰り越すことができます。

なお、平成 18 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの全期間に在職した職員 (育児休業者、退職者及び派遣者を除く。) 一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、11.1 日です。

(3) 特別休暇

特別休暇とは、社会慣習上や物理上等の特別の事由により勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇です。

取得要件には、厳格かつ厳密な規定が設けられておりますが、ここでは概要について記載しています。

なお、本県では、現在 26 の特別休暇があります。

内 容	期 間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	そのつど必要と認める時間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	そのつど必要と認める時間
ドナー休暇	そのつど必要と認める時間
ボランティア休暇	1暦年のうち5日以内
結婚休暇	5日以内
産前休暇	出産予定日の8週間前から出産の日までの請求した期間
産後休暇	出産の日の翌日から8週間
育児時間休暇	生後3年を経過するまで1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める時間
生理休暇	請求した日から2日以内においてそのつど必要と認める時間
妊娠中の女性職員が母子保健法第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	その都度必要と認める期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でおのおの必要と認める時間
妊娠障害休暇	14日以内
出産補助休暇	出産のため入院等の日以後1月以内において3日以内
男性の育児参加休暇	当該期間内における5日以内
子の看護休暇	5日以内（養育する子が複数いる場合にあっては6日以内）
忌服休暇	1日～10日
父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後15年内の日に限る。）にあたる場合	慣習上最小限度必要と認められる期間（1日）
夏期休暇	6月～9月までの期間内で5日以内
長期勤続休暇	連続した2日以内
台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1週間を超えない期間内においてそのつど必要と認める期間
台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	そのつど必要と認める時間
台風、地震、水害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	そのつど必要と認める時間
赴任のため勤務につけない場合	そのつど必要と認める期間
昇任のための競争試験又は選考を受けるため出頭する場合	そのつど必要と認める期間
あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合	人事委員会が承認した期間
スクーリングを受ける場合	そのつど必要と認める期間
国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合	そのつど必要と認める期間

(4) 病気休暇

病気休暇とは、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その療養に専念させる有給休暇です。

内 容	期 間
公務傷病による休暇	必要最小限度の期間
私傷病による休暇	引き続き 90 日以内の期間
結核による休暇	1 年以内の期間

(5) 介護休暇

介護休暇とは、負傷、疾病又は老齢のため 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護をするために、勤務しないことが相当であると認められる無給休暇です。

内 容	期 間
特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合	連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいいます。

平成 18 年度の処分の状況は、次のとおりです。

(1) 分限処分

処分理由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	第 28 条第 1 項第 1 号		1			1	
心身の故障の場合	第 28 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 1 号			220		220	
職に必要な適格性を欠く場合	第 28 条第 1 項第 3 号					0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第 28 条第 1 項第 4 号					0	
刑事事件に関し起訴された場合	第 28 条第 2 項第 2 号			1		1	
条例で定める事由による場合	第 27 条第 2 項					0	
地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者							
合 計		0	1	221	0	222	0

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上しています。
 2 二以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載しています。
 3 休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上しています。

(2) 懲戒処分

処分理由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第 29 条第 1 項第 1 号	2	2	5	1	10
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第 29 条第 1 項第 2 号	8	3	0	0	11
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第 29 条第 1 項第 3 号	1	0	2	3	6
合 計		11	5	7	4	27

- (注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上しています。
2 二以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載しています。

5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、サービス上の制約が課せられています。

この制約の一つとして、営利企業等の従事制限がありますが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断したときは、営利企業等への従事を許可することができるものとされています。

平成18年度の営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりです。

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	58	58

6 職員の研修及び勤務成績の判定の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、各任命権者ごとに様々な研修を行っています。

また、各任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています。

平成18年度の実施状況については、次のとおりです。

(1) 研修

【知事部局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
新規採用職員研修	4回	平成18年度採用職員	219	
一般職員4年目研修	1回	平成15年度採用職員	94	
技能労務職員研修	2回	技能労務職員	108	
キャリアビジョン10年 目研修	4回	平成9年度採用職員	110	
係長等キャリアビジョン 研修	1回	新任係長等の職員	679	
人材育成責任者研修	1回	新任所属長等の職員	482	
一般職員11～20年目 キャリアビジョン研修	6回	昭和62年度～平成8 年度採用職員	1,448	
管理者選択研修	4回	課長級以上の職員	231	
特別研修	6回	全職員を対象	433	
選択研修	21回	全職員を対象	618	
派遣研修	5回	全職員を対象	6	

(注) 知事部局においては、職員課研修の状況を記載しています。

【教育委員会】

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
小・中・養護学校新任管理職(校長)研修会	1回	小・中・養護学校新任校長	68	
県立学校新任校長研修会(高・特)		県立学校新任校長(高・特)	8	
21世紀を拓く熊本の推進講座		小中校長、地教委人事担当、課長	500	教育事務所単位
県立学校校長(3年目等)管理研修会		県立学校校長(3年目)	13	
県立学校教頭研修会		県立学校教頭	111	
小・中・養護学校新任管理職(教頭)研修会		小・中・養護学校新任教頭	73	
県立学校新任教頭研修会(高・特)		県立学校新任教頭(高・特)	12	
小・中・養護学校人事管理研修会(小・中)		教頭	523	
県立学校教頭(3年目)人事管理研修会		県立学校教頭(3年目)(高・特)	23	
新任事務長研修会		新任事務長	4	
事務長(3年目・7年目)研修会		事務長(3年目・7年目)	12	
初任者研修(小・中・高・特)		初任者(小・中・高・特)	208	
県立学校教職経験者(2年目)研修		県立学校教職経験者(2年目)	116	
教職経験者(6年目)研修(小・中・高・特)		教職経験者(6年目)(小・中・高・特)	236	
10年経験者研修(小・中・高・特)		10年経験者(小・中・高・特)	251	
教職経験者(17年目)研修(小・中・高・特)		教職経験者(17年目)(小・中・高・特)	349	
県立学校新任教務主任研修会(高・特)		県立学校新任教務主任(高・特)	30	
教務主任研修会(小・中・高・特)		教務主任(小・中・高・特)	640	
研究主任研修会		熊本市以外の研究主任	600	
小・中学校中堅教員等研修会		小・中学校中堅教員	70	
県立学校女性中堅教職員研修会		県立学校女性中堅教職員	30	
新規採用養護教諭研修会		新規採用養護教諭	9	
養護教諭経験者(6年目)研修会		養護教諭経験者(6年目)	10	
養護教諭10年経験者研修会		養護教諭10年経験者	20	
新任事務職員研修		新任事務職員	4	
事務職員(経験6年目)研修		事務職員(経験6年目)	22	
中堅事務職員(経験11年目)研修		中堅事務職員(経験11年目)	39	
新任実習教師研修		新任実習教師	7	
新任寄宿舎指導員研修		新任寄宿舎指導員	6	
新規採用学校栄養職員研修会		新規採用学校栄養職員	3	
栄養職員経験者(6年目)研修会		栄養職員経験者(6年目)	3	
栄養職員10年経験者研修会		栄養職員10年経験者	3	
県立学校新任技師研修会		県立学校新任技師	1	
幼稚園新規採用教員研修	幼稚園新規採用教員	120		
幼稚園10年経験者研修	幼稚園10年経験者	15		
公立小・中・高等学校校長人権教育研修会	公立小・中学校校長	1,300		
教頭人権教育研修会	教頭	600		

(注) 教育委員会においては、悉皆研修の状況を記載しています。

【警察本部】

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
初任科	5 回	新規採用警察官、一般職員	146	
初任補修科	3 回	職場実習修了警察官	102	
幹部任用科	4 回	警部補、巡査部長昇任者	88	
部門別任用科	2 回	警察官	37	
警務部門専科	1 4 回	警察官、一般職員	233	
生活安全部門専科	4 回	警察官	63	
地域部門専科	4 回	警察官	69	
刑事部門専科	6 回	警察官	93	
交通部門専科	4 回	警察官	45	
警備部門専科	2 回	警察官	31	

(注) 警察本部においては、専科の状況を記載しています。

【企業局】

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
企業局新任職員研修	1 回	企業局新任職員	12	
企業局職員研修	1 回	企業局職員	75	

(注) 企業局においては、総務課研修の状況を記載しています。

(2) 勤務成績の評定

【知事部局・企業局】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
熊本県職員人事評価実施要綱に基づき、次のとおり評価を実施 ・評価対象者：課長級以下の職員 ・評価項目：実績、能力、意欲・行動	基本的に、次のとおり評価者を設定 ・非役付職員：所属の人事担当補佐及び所属長 ・役付職員：所属長	昇任・昇格、配置転換、普通昇給(昇給延伸)、特別昇給及び人材育成に活用している

(注) 企業局においては、知事部局に準じて実施しています。

【教育委員会】

評価の方法	評価者	評価結果の活用
<p>〈事務局の職員〉 熊本県教育庁等職員人事評価実施要綱に基づき、次のとおり評価を実施 ・評価対象者：課長級以下の職員 ・評価項目：実績、能力、意欲・行動</p>	<p>基本的に、次のとおり評価者を設定 ・非役付職員：所属の人事担当補佐及び所属長 ・役付職員：所属長</p>	<p>昇任、配置転換、普通昇給及び人材育成</p>
<p>〈学校の職員〉 平成 18 年度より「新たな教職員の人事評価制度」を導入。 「自己評価」と「評価者評価」で構成。 「自己評価」は、A～D の 4 段階での絶対評価。 「評価者評価」は、あらかじめ示された職務行動のレベルに応じて 3～0 の 4 段階での評価</p>	<p>職員の所属する学校の校長等、また、校長は教育長。（小中学校は、市町村教育委員会教育長） （「熊本県立学校職員の人事評価に関する規則」及び「熊本市町村立学校職員の人事評価に関する規則」第 6 条第 2 項参照。）</p>	<p>人事異動及び各種研修受講者推薦等の資料として活用。 また、国や他県、知事部局の動向を見据えつつ、給与等の処遇に反映させる方法を調査、検討中</p>

【警察本部】

評価の方法	評価者	評価結果の活用
<p>被評価者に身上申告書を提出させ、各階級に対応する勤務評価記録書により実施</p>	<p>被評価者の勤務実態を最も把握しうる立場にある者</p>	<p>昇任、昇給、人事等の人事管理</p>

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています。

平成 18 年度の実施状況については、次のとおりです。

【知事部局】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断（生活習慣病等）
		特殊業務等従事者健康診断
		じん肺健康診断
		振動病健康診断
		VDT作業従事職員特別診断
	健康相談・指導	健康相談
		ストレス相談
		検診結果の集計、分析、通知
		事後指導の実施
	健康教育	ストレス解消セミナー
		ヘルスアップ教室
		卒煙教室
	安全衛生管理	衛生委員会の設置、活動の推進
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
		心の健康づくり対策
		心の健康の問題により休業した職員の職場復帰支援対策
		メンタルヘルスに関する研修
		安全衛生研修会
		衛生管理者の養成
	産業医の研修	
その他	健康相談室の設置、運営	
	健康管理に関する広報、啓発	
職員の元気回復に関するこ	職員レクリエーション	職員球技大会の実施
	一般教養	教養室、図書室の管理運営
その他の厚生に関すること	県職員互助会	互助会福利厚生事業への助成
	厚生施設	食堂、売店等厚生施設の設置
	職員住宅	職員住宅の維持管理
		単身寮の維持管理
その他	ライフプラン事業の推進	

【教育委員会】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
		人間ドック
		器官別検診
	健康相談・指導	こころの健康相談
		電話健康相談 24
		面接によるカウンセリング
		健康診断集計、分析
	健康教育	健康教室
		ヘルスアップ教室
		禁煙支援事業
体力アップ支援事業		
	メンタルヘルス講師派遣事業	
安全衛生管理	安全衛生委員会の設置、活動の推進	
その他	健康管理に関する広報、啓発	
職員の元気回復の関すること	職員レクリエーション	教職員文化展、体育レクリエーション大会の開催
	一般教養	救急・介護講座、生きがづくり講座
その他の厚生に関すること	職員住宅	教職員住宅の維持管理
	その他	ライフプラン事業の推進

【警察本部】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断の実施	定期健康診断（生活習慣病等）
		特殊健康診断（高気圧健康診断等）
		その他健康診断
	健康相談・指導	健康相談・電話相談の実施
		健康診断後の指導
	健康施策の実施	健康づくり強化期間の設定
		メンタルヘルスに関する教育研修の実施
		生活習慣病等の各種セミナーの実施
		ヘルスアップ教室の開催
	安全衛生管理	衛生委員会、産業医及び衛生管理者の設置
過重労働対策の推進		
その他	健康管理に関する広報・啓発	
その他の厚生に関すること	警察職員互助会	互助会福利厚生事業への助成（給付事業、貸付事業及び福祉事業）
	厚生施設	食堂（本部 9 階）の維持管理（互助会に委託）
	その他	年代別ライフサイクルプラン研修の実施（30 歳、40 歳、50 歳及び 57 歳） 採用時ライフプラン教養の実施

【企業局】

区 分	内 容	実施状況
職員の健康管理に関するこ	健康診断	定期健康診断
		人間ドック受検費用の補助
職員の元気回復に関するこ	職員レクリエーション	職員球技大会の実施
		スポーツ施設利用助成
その他の厚生事業	職員住宅	職員住宅の維持管理

(2) 公務災害
平成 18 年度における職員の公務災害、通勤災害の認定状況については、次のとおりです。

① 公務災害

(単位：人)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件 数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
10	149	137	5	1	16

② 通勤災害

(単位：人)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件 数	年度末 未処理件数
		通勤災害 該 当	通勤災害 非 該 当		
1	11	11	0	0	1

(3) 育児休業等の取得
平成 18 年度の育児休業等の取得状況については、次のとおりです。

① 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間					合 計
	6 月以下	6 月～ 1 年以下	1 年～ 1 年半以下	1 年半～ 2 年以下	2 年～ 3 年以下	
男性職員	2	2	1	0	0	5
女性職員	4	95	130	58	40	327
合 計	6	97	131	58	40	332

②-1 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間					合 計
	6 月以下	6 月～ 1 年以下	1 年～ 1 年半以下	1 年半～ 2 年以下	2 年～ 3 年以下	
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

②-2 一日の部分休業取得時間

(単位：人)

	1日の部分休業取得時間 (平均)				
	30分以下	30分～ 60分以下	60分～ 90分以下	90分超	合 計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

- 8 職員の競争試験及び選考の状況
平成18年度の採用試験等の実施状況については、次のとおりです。
(1) 採用試験の日程等

試験の種類	公告日	申 込 受付期間	試験日 (合格発表日)		試験地		
			第1次	第2次			
職員採用試験	大学卒業程度	H18.4.26	H18.5.15 ～5.26	第1次	筆記 H18.6.25 (H18.7.4)	熊本市 東京都	
				第2次	筆記	H18.7.16	熊本市
					面接	H18.7.24 ～7.27 (H18.8.8)	熊本市
	短期大学 卒業程度	H18.6.29	H18.8.14 ～8.25	第1次	筆記 H18.9.24 (H18.10.3)	熊本市	
				第2次	筆記	H18.10.21	熊本市
					面接	H18.10.29 (H18.11.10)	熊本市
高等学校 卒業程度	H18.6.29	H18.8.14 ～8.25	第1次	筆記 H18.9.24 (H18.10.3)	熊本市 八代市 天草市		
			第2次	筆記	H18.10.21	熊本市	
				面接	H18.10.29 (H18.11.10)	熊本市	
警察官採用試験	警察官A	H18.4.26	H18.5.15 ～5.26	第1次	H18.7.9 (H18.7.14)	熊本市 東京都	
				第2次	H18.8.5 H18.8.12～8.18 (H18.8.25)	熊本市	
	警察官B	H18.6.29	H18.8.14 ～8.25	第1次	H18.10.15 (H18.10.20)	熊本市 八代市 天草市	
				第2次	H18.11.11 H18.11.18～11.19 (H18.12.8)	熊本市	

(2) 採用試験及び採用選考の実施状況

① 職員採用試験

(単位：人)

区分	職 種	採 用 予定者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (7.1現在)
			受験者数	合格者数				
大学卒業程度	行 政	20 人程度	461	49	45	20	23.1	19
	警察行政	9 人程度	136	24	21	9	15.1	9
	学校事務	2 人程度	37	5	5	2	18.5	2
	心理判定員	1 人程度	22	3	3	1	22.0	1
	一般土木	6 人程度	37	12	11	6	6.2	6
	農業土木	1 人程度	8	1	1	1	8.0	1
	建 築	4 人程度	15	4	3	3	5.0	3
	化 学	2 人程度	25	5	5	2	12.5	2
	農 学	7 人程度	61	14	12	7	8.7	6
	林 学	1 人程度	12	3	3	1	12.0	1
	畜 産	2 人程度	17	5	5	2	8.5	2
	水 産	1 人程度	10	2	2	1	10.0	1
	管理栄養士	1 人程度	29	3	3	1	29.0	1
	保 健 師	2 人程度	19	5	5	2	9.5	2
	薬 剤 師	2 人程度	14	6	4	2	7.0	1
小 計	61 人程度	903	141	128	60	15.1	57	
卒業程度 短期大学	学校図書館事務	2 人程度	65	8	7	2	32.5	2
	学校栄養職員	2 人程度	47	6	6	2	23.5	2
	小 計	4 人程度	112	14	13	4	28.0	4
卒業程度 高等学校	一般事務	4 人程度	111	9	9	4	27.8	5
	警察事務	4 人程度	73	8	8	4	18.3	4
	学校事務	3 人程度	54	6	5	3	18.0	3
	一般土木	2 人程度	10	5	5	2	5.0	2
	農業土木	1 人程度	9	3	3	1	9.0	1
小 計	14 人程度	257	31	30	14	18.4	15	
合 計	79 人程度	1,272	186	171	78	16.3	76	

② 警察官採用試験

(単位：人)

職 種	試験の区分	採 用 予定者数	第1次試験		第2次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (7.1現在)
			受験者数	合格者数				
警察官A	男 性	114 人程度	703	406	349	121	5.8	106
	女 性	4 人程度	87	14	12	4	21.8	4
	武道指導	2 人程度	5	2	2	2	2.5	2
	小 計	120 人程度	795	422	363	127	6.3	112
警察官B	男 性	51 人程度	325	162	134	51	6.4	46
	女 性	3 人程度	50	8	7	3	16.7	3
	武道指導	2 人程度	1	1	1	1	1.0	1
	小 計	56 人程度	376	171	142	55	6.8	50
合 計	176 人程度	1,171	593	505	182	6.4	162	

③ 採用選考

(単位：人)

区分	任命権者		知 事	教育委員会	警察本部長	知 事 (企業局)	そ の 他	計
	職							
一般職員	人事交流等	部 長 級	1	1				2
		次 長 級	1					1
		課 長 級	2	13				15
		課長補佐級	1	7				8
		係 長 級	3	37				40
		主任主事		13				13
		主任技師	1		1			2
		主 事	2	1				3
	技 師	2					2	
	資格職種等	医 師	4					4
		作業療法士						0
		理学療法士	1					1
		看 護 師						0
		職業訓練指導員	1					1
		言語聴覚士						0
		鑑 識 技 師			2			2
		獣 医 師	3					3
技能労務職		2				2		
身体障害者		2					2	
小 計		24	74	3	0	0	101	
警察官	人事交流等	警 視			5			5
		警 部						0
		警 部 補						0
		巡 査 部 長						0
	巡 査						0	
小 計		0	0	5	0	0	5	
合 計		26	74	8	0	0	108	

(3) 昇任試験の実施状況

(単位：人)

区分	職	受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	試験日
警察官	警 部	335	36	9.3	第 1 次 18. 5. 17
					第 2 次 18. 6. 8
					第 3 次 18. 7. 3
	警 部 補	398	67	5.9	第 1 次 18. 10. 2
					第 2 次 18. 10. 18
					第 3 次 18. 11. 13
	巡査部長	632	100	6.3	第 1 次 18. 10. 3
					第 2 次 18. 10. 23
					第 3 次 18. 11. 24

(4) 昇任選考の実施状況

(単位：人)

区分	職	知 事	教育委員会	警察本部	知 事 (企業局)	その他	計
一般職員	部 長 級	2	1			1	4
	次 長 級	18	3			1	22
	課 長 級	58	3	4	1	1	67
	課長補佐級	109	17	3			129
	係 長 級	147	26	7	3	1	184
	小 計	334	50	14	4	4	406
官 警 察	警 視			19			19
	小 計	0	0	19	0	0	19
合 計		334	50	33	4	4	425

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
 地方公務員法の規定に基づき、平成 18 年 10 月 6 日に県議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

(1) 平成 18 年の給与改定

① 公民給与較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
389,344 円	389,307 円	37 円 (0.01%)

※ 職員と県内民間事業所の従事者の平成 18 年 4 月分給与を調査し、職種、役職、年齢など給与決定要素を同じくする者同士を比較

② 特別給 (ボーナス)

民間のボーナス (賞与等の特別給) の年間平均支給月数は 4.44 月

職員の期末・勤勉手当 (ボーナス) の年間平均支給月数は 4.45 月

③ 人事院の給与勧告等 月例給と特別給の改定なし

これらを総合的に勘案した結果、平成 18 年は、給料表、諸手当及び期末手当・勤勉手当について改定を見送ることとした。

(2) 公民給与の比較方法の見直し

ア 比較対象企業規模

従来の「100 人以上」から「50 人以上」に変更

イ 比較対象従業員

・ライン職の民間役職者の要件を変更
 (例：構成員 30 人以上の部長→構成員 20 人以上の部長)

・要件変更後のライン職の役職者と同等と認められるライン職の役職者及びスタッフ職まで拡大

ウ 比較における対応関係の整理

比較対象企業規模及び比較対象従業員の変更に伴い、職員の役職との対応関係を整理

(3) 給与構造の改革等

昨年 (平成 17 年) 本委員会が勧告し、本年 (平成 18 年) から取り組んでいる給与構造改革のうち平成 22 年度までに順次実施するもの等について、次のとおり改定

① 地域手当 (東京都特別区、大阪市等に勤務する職員)

人事院報告に準じて支給割合を改定 (東京都特別区 13% → 14% など)

② 管理職手当

定率制から定額制へ移行

③ その他

扶養手当において、第 3 子等に係る支給月額を引き上げ (5,000 円 → 6,000 円)

④ 実施時期

上記の改定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施

(4) 職員の人事・給与等に関する今後の課題

① 人事・給与制度

② 職員の勤務時間等

③ 職員の多様な勤務形態

④ 職員の健康管理

⑤ 職業生活と家庭生活の両立等

⑥ 公務員としての信頼の確保

(参考) 職員の平均給与

給与月額 行政職平均 388,381 円
 平均年齢 43.0 歳

年間給与 行政職平均 631.8 万円
 (給与月額、期末手当・勤勉手当により算出)

(5) 実施状況

- ① 平成18年の給与改定
 - ・ 給料表、諸手当及び期末手当・勤勉手当について改定なし
- ② 給与構造の改革等
 - ・ 人事委員会勧告のとおり実施
 平成19年2月県議会にて関係条例可決（平成19年4月1日施行）
 - ・ 人事委員会報告のとおり実施
 地域手当及び管理職手当関係の人事委員会規則改正（平成19年4月1日施行）

10 勤務条件に関する措置の要求の状況
 平成18年度の要求件数等については、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	前年度末現在 未処理件数 A	当該年度の 措置要求件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
				Aの処理件数	Bの処理件数	
給 与		2	1		1	1
旅 費						0
休 暇						0
執務環境		1	1		1	0
福利厚生						0
転 任						0
任 用						0
そ の 他		1				1
合 計	0	4	2	0	2	2

11 不利益処分に関する不服申立ての状況
 平成18年度の申立て件数等については、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	前年度末現在 未処理件数 A	当該年度の 不服申立て件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
				Aの処理件数	Bの処理件数	
分限処分	降 給					0
	降 任					0
	休 職					0
	分限免職					0
	小 計	0	0	0	0	0
懲戒処分	戒 告					0
	減 給					0
	停 職		1			1
	懲戒免職	2		2	2	0
	小 計	2	1	2	2	1
転 任						0
そ の 他						0
合 計	2	1	2	2	0	1

登載依頼

公告

熊本県環境影響評価条例（平成 12 年熊本県条例第 61 号）第 13 条第 1 項の規定により、株式会社八木運送 植木安定型最終処分場拡張事業に関する環境影響評価準備書を作成したので、同条例第 15 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を縦覧に供するとともに、同条例第 16 条第 1 項の規定に基づき当該準備書についての説明会を開催するので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 28 日

株式会社八木運送 代表取締役 八 木 衛

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称、代表者氏名 株式会社八木運送 代表取締役 八木 衛
 - (2) 所在地 熊本県熊本市健軍三丁目 3 番 5-101 号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 株式会社八木運送 植木安定型最終処分場拡張事業
 - (2) 種類 産業廃棄物安定型最終処分場の規模の変更
 - (3) 規模 事業実施区域面積 約 49,000 平方メートル
- 3 対象事業実施区域の位置

熊本県鹿本郡植木町鑑田字山ノ浦 880 番地 外
- 4 関係地域の範囲

熊本県鹿本郡植木町鑑田、向坂地区の一部及びその周辺
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所

株式会社八木運送植木処理場事務所（熊本県鹿本郡植木町鑑田字山ノ浦 880 番地）
植木町役場（環境整備課）
 - (2) 期間 平成 19 年 9 月 28 日（金）から平成 19 年 10 月 29 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 6 意見の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面で次により事業者に提出することができる。

 - (1) 提出期限 平成 19 年 11 月 12 日（月）
 - (2) 提出先 〒 861-2236 熊本県上益城郡益城町広崎 1490-1
株式会社八木運送
 - (3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
 - ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）
- 7 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時 平成 19 年 10 月 18 日（木）午後 7 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
 - (2) 場所 桜井校区公民館（やすら木の里）（熊本県鹿本郡植木町大字滴水 2190-2）

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

平成 19 年 9 月 28 日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

- 1 開催日時

平成 19 年 10 月 12 日（金）午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分まで
- 2 開催場所

熊本県八代保健所 1 階 第 1 集団指導室（八代総合庁舎 1 階）
- 3 議題
 - (1) 救急告示医療機関について
 - (2) 八代地域における救急の現況について
 - (3) 八代地域保健医療計画の健康危機管理に関する事項について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員

10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

八代市西片町 1660 番地
八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（八代保健所総務企画課）
（電話 0965-33-3111）

熊会公告第 529 号

役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 9 月 28 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

(1) 調達役務及び数量

交通規制広報チラシの新聞（朝刊）折り込み 467,640 部

(2) 調達役務の内容等

平成 19 年 11 月 1 日（木曜日）の新聞（朝刊）に上記チラシを折り込むこと。
新聞名・販売店及び折り込み部数については、入札説明書のとおり。

(3) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 5 の（3）記載の入札日の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111 内線 6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 19 年 9 月 28 日（金）から平成 19 年 10 月 5 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 契約条項を示す場所

熊本県警察本部警務部会計課用度係（警察棟 4 階）

郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-381-0110 内線 2242 ～ 2244

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4 に記載のとおり

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 19 年 9 月 28 日（金）から平成 19 年 10 月 12 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

4 に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時
平成 19 年 10 月 16 日（火）午前 10 時 00 分から
- イ 場所
熊本県警察本部 2 階 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 10 月 15 日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成 19 年 10 月 11 日（木）までに 4 に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約書の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県議会告示第1号

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年9月28日

熊本県議会議長 村上寅美

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年熊本県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「資本」を「資本金」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、「株券に限る。」の次に「、金銭信託」を加え、同条第3項から第6項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

別記第1号様式4中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に改め、同様式4の（3）を削る。

別記第1号様式5を削る。

別記第1号様式6中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）を」に改める。

別記第1号様式中6を5とし、7から10までを1ずつ繰り上げる。

別記第2号様式4中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に改め、同様式4の（3）を削る。

別記第2号様式5を削る。

別記第2号様式6中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）を」に改める。

別記第2号様式中6を5とし、7から10までを1ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、平成19年9月30日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条第2項中「資本」を「資本金」に改める改正規定 公布の日

（2）別記第1号様式4及び別記第2号様式4の改正規定 平成19年10月1日

